

■選挙当日の投票時間が変わります

期日前投票の定着や投票日の投票者数の減少などから、令和6年10月25日任期満了の白鷹町長選挙より、投票日当日の投票時間を全投票所で午前7時から午後7時までとします。

詳しくは、選挙が行われる際に改めてお知らせします。

【問い合わせ】

選挙管理委員会事務局  
☎ 85-6120

■家庭で取り組むエコチャレンジ！

近年、地球温暖化などにより、集中豪雨や大型台風などの気象災害が頻発しています。地球温暖化を防止するためには、環境問題を「自分ごと」として捉え、一人一人ができることから取り組むことが大切です。

【エコチャレンジの流れ】

1. チャレンジシートを入手します。(町ホームページまたはくらし環境係窓口から)
2. 目標を決めて取り組みます。
- ①【毎日の取組】5つの項目の取組状況をチャレンジシートに記録します。
- ②【指定の取組】指定された4

つの取組のうち、最低1つ以上に取り組みます。

3. チャレンジシートを町民課くらし環境係に提出します。締め切りは10月31日(木)です。

4. 【毎日の取組】が一定以上のポイント、かつ、【指定の取組】を1つ以上取り組んだ方の中から抽選で50名の方にプレゼントを差し上げます。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係  
☎ 85-6131



▲ホームページはコチラ

＝★＝ 白鷹町婚活サポート委員会からのお知らせ ★＝

『やまがた縁結びたい』による結婚相談会

♡期 日 8月17日(土) 13:00～16:45 (申込締切: 8月14日(水) まで)  
9月14日(土) 13:00～16:45 (申込締切: 9月11日(水) まで)

♡会 場 やまがたハッピーサポートセンター置賜支所  
(米沢市大町5-1-29 Aoiビル2F北)

♡対象者 結婚を希望する方 各回5組(1組45分程度)  
※ご本人が出席できない場合は親御さん等でも可

♡申 込 お電話にて下記までお申し込みください。(予約制)  
▶やまがたハッピーサポートセンター山形センター ☎ 023-687-1972  
▶やまがたハッピーサポートセンター置賜支所 ☎ 0238-27-7190



♡県登録ボランティア仲人「やまがた縁結びたい」募集♡

詳細については、「やまがた縁結びたい」のホームページをご覧ください。

【問い合わせ】やまがたハッピーサポートセンター事務所 ☎ 023-615-8755



～お詫びと訂正～

広報しらたか6月号27頁の「白鷹町婚活サポート委員会をご紹介します」欄で下記のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

訂正箇所: 山川孝治さんの電話番号 (誤) ☎ 85-2370 (正) ☎ 87-2370  
菅野信也さんの電話番号 (誤) ☎ 85-0135 (正) ☎ 87-0135

## ■住宅関連の補助事業を募集中です

## 《住宅リフォーム支援事業》

住宅や空き家のリフォーム工事の費用を補助します。

●対象工事 断熱化・バリアフリー化・克雪化・県産木材使用工事・防災シエルター等の設置

## ●補助率（上限額）

▼防災シエルター等の設置

80%（30万円）

▼その他の工事

・移住・新婚・子育て世帯

30%（30万円）

・右記以外の世帯

10%（12万円）

## 《子育て・若者世帯住宅取得支援事業》

子育て・若者世帯の新築や新築建売住宅の購入費用を補助します。

●世帯要件 世帯員全員が50歳未満

## ●補助額

▼他市町村から移住 100万円

▼上記以外の世帯 60万円

※町内業者と契約の場合30万円を加算します。

## 《木造住宅耐震診断士派遣事業》

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

## ●募集件数 2件

▼自己負担額（診断のみ）

1万円

▼自己負担額（診断・補強計画作成）

1万5千円

## 《木造住宅耐震改修事業》

木造住宅耐震診断士派遣事業の耐震診断を受けた住宅の耐震改修工事を補助します。

## ●募集件数 2件

●補助額 工事費の2分の1

（上限80万円）

すべての事業について、着工前（購入前）の申請が必要になります。その他、具体的な要件や交付状況等につきましては、左記までお問い合わせください。

## 【問い合わせ】

建設課都市・住宅係

☎ 8516140

## 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 が改正されました

障害者差別解消法の改正に合わせ、「白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を改正し、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供※が義務づけられました（事業者には個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます）。

障がいのある人もない人も、お互いに認め合いながら、ともに生きる社会の実現に向け、どのような取組ができるかを考えて行動することが大切です。

### ※“合理的配慮の提供”とは

障がいのある人から「社会的バリア（障壁）を取り除いてほしい」旨の申し出があったときに、負担が重すぎない範囲で障がいの特性や状況に合わせて必要な対応をすることです。

必要な配慮は一人一人違います。障がいのある人と事業者が話し合い、どのような手助けが必要か本人に確認し、お互いに理解し合いながら対応方法を検討することが大切です。

### 《配慮の例》

- 身体障がいの人に対して、車いすを押すなどの手助けをする。
- 知的障がいのある人が理解しやすいよう、わかりやすい表現にする。

### 心のバリアフリー推進員養成研修会について

障がいなどに対する正しい知識と理解をもち、合理的理由のない差別の解消を図るため、県は心のバリアフリー推進員養成研修会を開催しています。詳しくは、右記担当へお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

健康福祉課福祉係

☎ 86-0111